

やどりきテラス等 指定管理者選定審査基準

令和 8 年 9 月

松 田 町

目 次

第 1	総則	1
第 2	指定管理者選定審査の概要	1
1	指定管理者選定審査の手順	1
2	審査の方法	1
3	審査の体制	2
第 3	事前審査（資格審査）	2
第 4	本審査（提案審査）	2
1	計画評価点の算出方法	2
2	価格評価点の算出方法	4
3	総合判断点の算出方法	4
第 5	指定管理者候補者の選定	4
第 6	指定管理者の決定	4

第1 総則

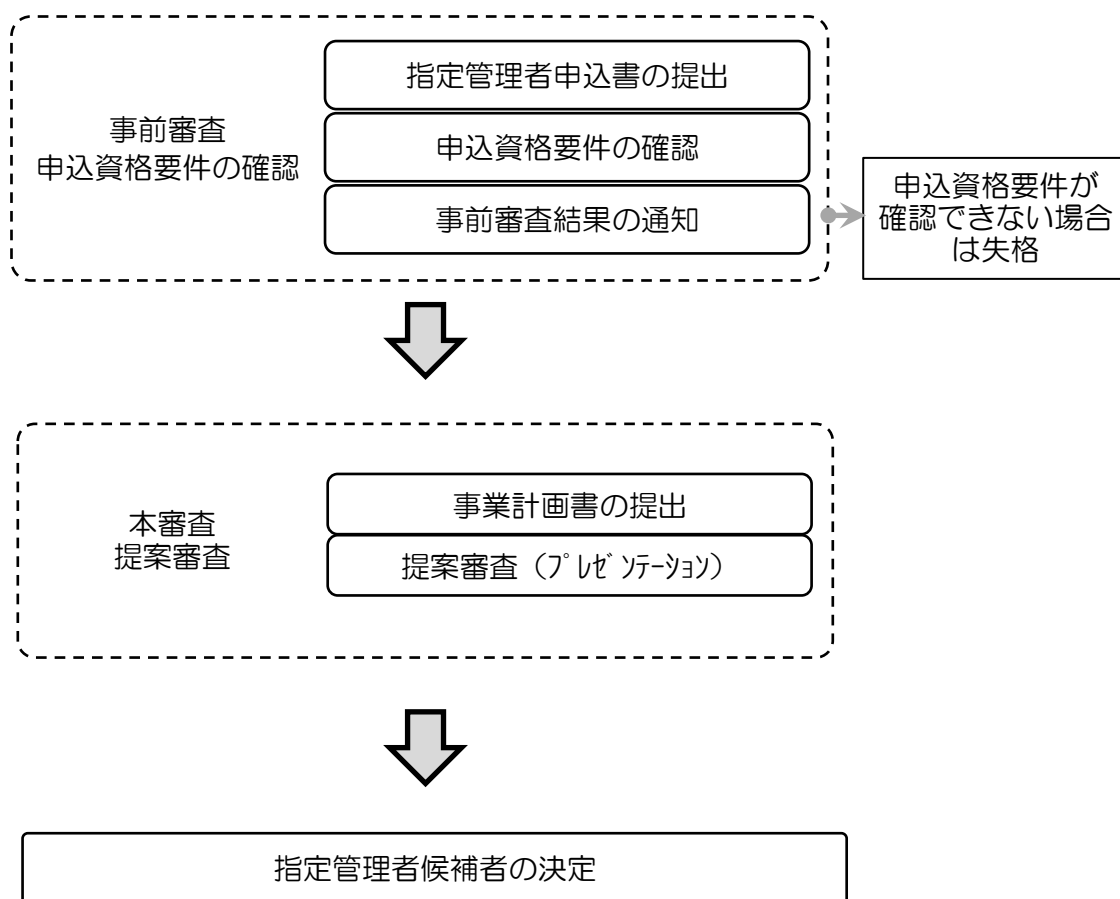
本指定管理者選定審査基準（以下「本書」という）は、松田町（以下「当町」という。）が、「やどりきテラス指定管理者募集」（以下「本募集」という。）の実施に当たり、申込みしようとする者に交付する募集要項と一体のものである。

また、本書は、指定管理者選定審査に当たって、申込者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し、選定するための方法、基準を示すものである。

第2 指定管理者選定審査の概要

1 指定管理者選定審査の手順

指定管理者選定審査に当たっての手順は、次のとおりとする。



2 審査の方法

指定管理者選定審査に当たっては、2段階の審査により実施し、事前審査として資格審査を、本審査として提案審査を行う。なお、資格審査は、提案審査のための書類を受け付ける申込者を選定するためのみに用いることとし、資格審査の具体的な内容について、これを提案審査に持ち越さないものとする。

なお、申込者が1者の場合も、資格審査及び提案審査を行うものとする。

3 審査の体制

審査に当たっては、事前審査を事務局（松田町観光経済課観光推進係）、本審査を当町が設置した「松田町指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

第3 事前審査（資格審査）

申込者が備えるべき申込資格の要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を事務局にて行う。1 項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（申込資格がない）とする。

第4 本審査（提案審査）

指定管理者選定審査基準に関する審議ならびに申込者より提出された事業計画の審査を選定委員会で行い、指定管理者候補者を選定する。

1 計画評価点の算出方法

事業計画について審査し、審査結果を技術評価点として次の方法により得点化し、技術評価点とする。

- （1）計画評価点の配点は、110 点とする。
- （2）「表1 評価項目と配点」に示す評価項目、審査の視点及び配点に従い、申込者の事業計画書の内容について加点評価し、計画評価点として得点化する。
- （3）得点化に際しては、「表2 各審査の視点の得点化基準」に示す得点化基準に従い、得点を付与する。

表 1 評価項目と配点

	評価項目	審査の視点	配点
1	経営体制	【安定性(計画の実現性)】：社内体制、事業実績、人員配置、専門性及び資格保有者の配置	10
		【健全性】：個人情報保護、環境配慮、法令遵守、研修体制、P D C A	10
		【安全性】：緊急時対応、危機管理体制	10
2	管理計画	公共施設としてのサービス・品質の維持向上、平等なサービスの提供、利用者ニーズの分析及び意見・要望等の受入体制	10
		施設のメンテナンス計画	10
3	経営計画	道の駅としての集客・地域活性化の計画。	10
		スポーツツーリズム推進に係る集客・収益増加計画	10
		売店・入浴施設等の機能の維持・強化計画	10
4	リスク管理	管理コスト削減等の提案、経営リスク（負担）軽減策の提案	10
5	町及び地域への貢献	周辺観光施設等との連携による地域活性化	10
		地域住民との連携に係る取組	10
6	価格提案	町への納付金額	30
7	総合判断	本事業に対する理解度や熱意等を総合的に判断	10
計			150

表 2 各審査の視点の得点化基準

評価	評価基準	得点化の方法
A	計画が特に具体的で優れている	配点×1.00
B	計画が具体的で優れている	配点×0.75
C	計画が具体的ではあるが標準的である	配点×0.50
D	計画が具体的ではあるが標準を下回る	配点×0.25
E	計画が具体的ではない	配点×0.00

2 価格評価点の算出方法

提案価格(基礎納付月額)は、次の方法により得点化し、価格評価点とする。

- (1) 価格評価点の配点は、30 点とする。
- (2) 下式により、提案価格の点数の計算は、次の式により算出する。有効桁数は少数第 2 位とし、少数第 3 位を四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{当該提案価格}}{\text{申込者全体の提案価格のうち最も高い価格}} \times 30 \text{ 点}$$

3 総合判断点の算出方法

各種提案内容は、次の方法により得点化し、総合判断点とする。

- (1) 総合判断点の配点は 10 点とする。
- (2) 事業者からのアイデア等に関わる提案・プレゼンテーション時の評価及び提案価格を踏まえ、本事業全体のバランス等を客観的に判断し、提案評価点とする。
- (3) 総合評価点は、採点のうち最高点及び最低点付けた採点を除き、そのほかの点数を平均し、平均点を評価点として算出する。平均する際には、少数点第 3 位を四捨五入する。

第 5 指定管理者候補者の選定

選定方法は、「第 4 1. 計画評価点の算定方法」、「第 4 2. 価格評価点の算出方法」及び「第 4 3. 総合判断点の算定方法」の規定に従い、算出した得点の合計得点（以下「総合評価点」という）が最も高い提案をした申込者を指定管理者候補者として選定する。

総合評価点は計 150 点とし、小数点以下の数値については、小数点第 3 位を四捨五入して小数点第 2 位まで算出する。

$$\begin{array}{cccc} \text{総合評価点} & = & \text{技術評価点} & + & \text{価格評価点} & + & \text{総合判断点} \\ (150 \text{ 点}) & & (110 \text{ 点}) & & (30 \text{ 点}) & & (10 \text{ 点}) \end{array}$$

総合評価点が満点の 6 割以上の申込者がいない場合、該当団体なしとする。

なお、申込者が 1 者の場合であっても、総合評価点が満点の 6 割以上であれば、指定管理者候補者として選定する。

第 6 指定管理者の決定

町は、指定管理者候補者を指定管理者として指定する議案を町議会に提案し、議決を得た場合は、指定管理者候補者を指定管理者に指定する。＝指定管理者の決定

町と、指定管理者として指定された団体は、詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結する。